

(答申第138号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成27年1月8日付けで実施機関に対し、『女性相談センターが管理している文書のうち、「配偶者からの暴力の相談を受けた人の記録（相談受理、措置、退所までの記録1人分）」、「保存文書目録（平成25年度及び平成26年度分）」、「職員の旅行命令書（平成25年度及び平成26年度分）」及び「職員の復命書（平成25年度及び平成26年度分）」』についての公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）を、別紙1から別紙3までのとおり特定し、公開しない部分及び理由を記したうえで、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年2月20付け女相第26号により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として平成27年2月26日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

条例第6条第1号及び第6号に該当しない。

第4 実施機関の主張

実施機関が、公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 趣旨

異議申立人の主張には理由がなく、本件処分は妥当である。

2 婦人保護事業

本件公文書は、女性相談センターが行う婦人保護事業に関するものである。

婦人保護事業は、売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に基づき配偶者からの暴力の被害者である女

性（以下「暴力被害女性」という。）の保護を図ることを目的として、要保護女子及び暴力被害女性（以下これらを「要保護女子等」という。）の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。

こうした婦人保護事業を実施する施設として、一時保護所、婦人保護施設、母子生活支援施設等が存在するが、これらの施設は、要保護女子等の一時的な保護や自立促進のための生活支援等を、DV加害者等に知られないように実施し、彼女らの安全を確保するための施設であるため、一部を除き、詳細な位置情報や施設名を非公表としている。

3 本件処分の理由

(1) 相談記録票等について

別紙1において特定した公文書は、女性相談センターが実施する婦人保護事業における相談、一時保護等に係る記録である。

要保護女子等に係る情報（誰が、いつ、どのような理由で、県に相談したか、どこの施設に入所したかといった情報等）は、DV加害者の追及の危険性など、要保護女子等の保護の観点から、厳に秘匿される必要がある。また、これらの情報は、要保護女子等の内面的、身体的な状態を示す性質の情報であり、公にされることとなれば、不快感や不安感等の精神的な苦痛を生じさせることが予想されるため、秘匿する必要がある。

そのため、実施機関としては、要保護女子等個人の特定につながる情報、要保護女子等個人の権利利益を害するおそれがある情報は、いずれも個人情報として厳重に保護する必要がある。

本件対象公文書の非公開部分については、要保護女子等個人の氏名、生年月日、住所、家族に関する情報など、特定の個人を識別することができるもの並びに、相談受理日等の日時に係る情報、一時保護に至るまでの経緯、状況、相談内容など他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの及び個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されており、これらは、いずれも条例第6条第1号に該当する。

(2) 文書件名簿及び文書件名補助簿について

別紙2において特定した公文書は、平成25年度及び平成26年度分の女性相談センターにおける文書件名簿及び文書件名補助簿である。

本件対象公文書に関しても、上記(1)と同様に、個人情報については厳重に保護する必要があるが、非公開部分については、要保護女子等の氏名といった特定の個人を識別することができるもの並びに、個々の文書の収発月日及び文書発出先としての自治体名といった、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものが記載されており、これらは、いずれも条例第6条第1号に該当する。

(3) 旅行命令書及び復命書について

別紙3において特定した公文書は、平成25年度及び平成26年度分の女性相談センター職員における旅行命令書及び復命書である。

本件対象公文書に関しても、上記(1)と同様に、個人情報については厳重に保護する必要があるが、非公開部分については、要保護女子等を伴った出張における用務先の施設名など、要保護女子等に関連する施設名、当該施設までの距離、当該施設の最寄駅名及び当該施設の最寄バス停名等については、要保護女子等に関連する施設の特定につながる情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ

るもの及び個人の権利利益を害するおそれがあるものとなるため、条例第6条第1号に該当する。

また、旅行命令書及び復命書における職員に関する個人情報については、原則として条例第6条第1号ただし書口に該当するため公開している。ただし、職員が自宅から直接用務先へ出張した場合や、用務先から直接自宅へ帰宅した場合に記載される職員の用務先までの距離（用務先が職員の自宅所在市町村と同一市町村に所在する場合）、最寄駅名及び最寄バス停名等については、他の情報と照合することにより、職員の自宅所在地の特定につながる事となるが、職員の自宅所在地は、職員の私事に属する個人情報であるため、条例第6条第1号ただし書口には含まれず、条例第6条第1号に該当する。

また、出張先には、一時保護所、婦人保護施設、母子生活支援施設等が存在するが、これらは、要保護女子等の一時的な保護や自立促進のための生活支援等を、DV加害者等に知られないように実施し、彼女らの安全を確保するための施設であるため、一部を除き、詳細な位置情報や施設名を非公表としているところである。

こうした取扱いを前提として、本件対象公文書の非公開部分について見ると、一時保護所、婦人保護施設、母子生活支援施設等の施設名、施設を始点又は終点とする出張における距離、施設の最寄バス停名等、施設の種類等については、その詳細な位置等の特定につながる情報であり、県が行う婦人保護事業の適正な遂行に著しい支障をきたすおそれがあるため、条例第6条第6号に該当する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

異議申立人は、本件処分中非公開とされた部分について、条例第6条第1号及び第6号に該当しないと主張するため、以下、順に検討する。

当審査会が、本件公文書について見分したところ、相談記録票等（別紙1）については、要保護女子等及び家族の住所、氏名及び生年月日、相談日等の日付、具体的な相談内容や経過の記録などが、文書件名簿及び文書件名補助簿（別紙2）については、要保護女子等の氏名及び市町村名が、また、旅行命令書及び復命書（別紙3）については、用務先の施設名及び女性相談センター等から施設までの距離などがそれぞれ記載されている。

要保護女子等及び家族の住所、氏名及び生年月日については、特定の個人を識別することができる情報であり、相談日等の日付及び市町村名は、一連の情報が明らかとなれば、要保護女子等が特定されるおそれがあることから、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、これらは、いずれも条例第6条第1号に該当するものと認められる。

また、具体的な相談内容や経過の記録等については、特定の個人を識別できない部分もあるが、生活状況や夫婦関係など私的生活に関わる事項が記録されており、これが明らかとなれば、要保護女子等の権利利益を侵害することになると認められるから、これらの情報は、条例第6条第1号に該当する。

次に、旅行命令書及び復命書に記載された施設名及び距離等については、職員の自宅から用務先までの距離や最寄のバス停等が明らかとなれば、職員の自宅所在地の特定につな

がると認められる。職員の自宅所在地については、職員の私事に属する個人情報であって、職務遂行の内容に関する情報には該当しないから、条例第6条第1号ただし書口に該当せず、職員の自宅から用務先までの距離や最寄バス停名等に係る情報は、条例第6条第1号に該当する。

また、女性相談センター等から施設までの距離が明らかになると施設の詳細な位置等の特定につながり、要保護女子等の安全の確保が脅かされるなど要保護女子等を保護する施設としての役割を果たせないこととなり、県が行う婦人保護事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるから、条例第6条第6号に該当するものと認められる。

2 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成27年3月6日	実施機関から諮問を受けた。
平成27年4月13日	実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成27年4月17日	異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成27年6月25日 (第132回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成27年7月27日 (第133回審査会)	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成27年8月31日 (第134回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	上谷 千津子	岐阜県商工会連合会女性部	
会 長	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)

別紙1から別紙3まで 略